

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」 見直し案(たたき台)

	現 行	見 直 し 案(たたき台)	考 え 方
1 県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本的な事項	<p>(1)基本方針の性格</p> <p>ボランティアセクターを社会の中に明確に確立する必要がある。ボランティアセクターとは、公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域で見られるところの県民一人ひとりの自発的で自律的なボランティア活動の総体を指す。このボランティアセクターの一層の確立のためには、県民の自発的な活動の尊重と、行政の果たすべき役割及び行政が担うことを控えるべき分野を明らかにしておく必要がある。このことを踏まえ、県民ボランティア活動を促進するための施策の拠り所となる基本的な考え方を示す。</p>	<p>(1)基本方針の性格</p> <p>ボランティアセクターを社会の中に明確に確立する必要がある。ボランティアセクターとは、公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域で見られるところの県民一人ひとりの自発的で自律的なボランティア活動の総体を指す。このボランティアセクターの一層の確立のためには、県民の自発的な活動の尊重と、行政の果たすべき役割及びボランティアセクターの担うべき分野等を明らかにしておく必要がある。</p> <p>平成10年に特定非営利活動促進法が施行されて以降、ボランティア活動に組織的かつ継続的に取り組む県民は大きく増加し、現在、数多くのNPO法人が、県内各地で創意工夫を凝らした活動を展開している。その一方で、少子高齢化の進展とともに、人口減少の著しい郡部を中心に、地域の担い手不足が顕在化している。</p> <p>こうした環境の変化も踏まえつつ、県民ボランティア活動を促進するための施策の拠り所となる基本的な考え方を示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人数の増加 50(H11) 1856(H24.8.20現在)</li> <li>・「新しい公共」の担い手確立を目指す国の支援事業の実施(H23~24)</li> <li>・人口減少の著しい郡部等では、地域の担い手の確保が重要課題</li> </ul>
	<p>(2)支援活動の範囲</p> <p>県民ボランティア活動の広がりへの対応</p> <p>現在、県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、国際交流・協力、芸術文化、まちづくり、環境保全、災害支援など、様々な分野でボランティア活動が広がっており、その分野の広がりには合わせた対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、必要があれば、震災後、活発に活動しているNPO等と、それまで地域に根づき活動してきた自治会、婦人会等の既成の地縁団体、ボランティア団体や企業等との連携を図ることや、それらの団体等を支えることについて配慮する。</p>	<p>(2)支援活動の範囲</p> <p>県民ボランティア活動の広がりへの対応</p> <p>現在、県内各地域では、福祉分野だけでなく、青少年活動、国際交流・協力、芸術文化、まちづくり、環境保全、災害支援など、様々な分野でボランティア活動が広がっており、その分野の広がりには合わせた対応を行っていく必要がある。</p> <p>今後、地域の課題解決や地域活性化を図っていくためには、現在、活発に活動しているNPO等と地域に根づき活動してきた自治会や婦人会等の既成の地縁団体、ボランティア団体や企業等との連携を図っていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO等と地縁団体等との連携を図っていくことについて記載</li> </ul>
	<p>行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理</p> <p>市民自律社会の実現に向けて、行政は、社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの基本的な役割を担っていき、そのことにより、ボランティアセクターの担うべき領域が広がっていくことが望まれる。</p> <p>このため、行政及びボランティアセクターが担うべき領域を明確に整理し、それぞれの機能が十分に発揮できる仕組みを構築する。これまで行政が関わってきた領域を、ボランティアセクターに委ねる環境づくりが必要である。</p>	<p>行政、ボランティアセクターが担うべき領域の整理</p> <p>市民自律社会の実現に向けて、行政は、社会基盤の整備や基礎的なサービスの供給などの基本的な役割を担っていき、そのことにより、ボランティアセクターの担うべき領域が広がっていくことが望まれる。</p> <p>このため、指定管理者制度や介護保険サービス事業などの事例を踏まえつつ、引き続き、事務の性質や目的を十分に考慮したうえで、行政及びボランティアセクターが担うべき役割を明確に整理し、これまで行政が関わってきた領域について、ボランティアセクターに委ねることを推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治法改正による指定管理者制度や、介護保険制度の導入など、行政とボランティアセクターの領域の整理が進む</li> <li>・引き続きボランティアセクターに対する外部委託などの取組みを推進</li> </ul>
	<p>(3)基本的な考え方</p> <p>自発性・個性などの尊重</p> <p>県民ボランティア活動を行う県民や団体(以下、「活動団体等」という。)を支援するにあたり、それらの自発性や自律性を尊重し、ボランティアセクターの確立に努める。また、活動団体等では、有償・無償を問わず、様々な活動を行っており、その個性を尊重した関わり方を行う。特に、社会情勢などの変化に伴う新しい課題に対し、活動団体等が柔軟かつ機動的に対応し、先駆的、開拓的な活動を行うことも認識しておく必要がある。</p>	<p>(3)基本的な考え方</p> <p>自発性・個性などの尊重</p> <p>県民ボランティア活動を行う県民や団体(以下、「活動団体等」という。)を支援するにあたり、それらの自発性や自律性を尊重し、ボランティアセクターの確立に努める。また、活動団体等では、有償・無償を問わず、様々な活動を行っており、その個性を尊重した関わり方を行う。特に、社会情勢などの変化に伴う新しい課題に対し、活動団体等が柔軟かつ機動的に対応し、先駆的、開拓的な活動を行うことも認識しておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に変更なし</li> </ul>
	<p>行政、企業、ボランティアセクターにおける各主体の協力関係のあり方</p> <p>行政、企業、ボランティアセクターのそれぞれが成熟社会の担い手として確立し、相互に自律した関係として協力していくことが大切である。そのことにより、県民に対する社会的なサービスが相互に補完しあったり、相乗的に拡大することが期待される。</p> <p>県民ボランティア活動の趣旨にのっとり、県民により身近な市町の役割の大切さを尊重しながら、一層の連携を進めるとともに、県独自の支援も行う。</p>	<p>行政、企業、ボランティアセクターにおける各主体の協力関係のあり方</p> <p>行政、企業、ボランティアセクターのそれぞれが成熟社会の担い手として確立し、相互に自律した関係として協力していくことが大切である。そのことにより、県民に対する社会的なサービスが相互に補完しあったり、相乗的に拡大することが期待される。</p> <p>県民ボランティア活動の趣旨にのっとり、県民により身近な市町の役割の大切さを尊重しながら、一層の連携を進めるとともに、県独自の支援も行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に変更なし</li> </ul>

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」 見直し案(たたき台)

	現 行	見 直 し 案(たたき台)	考え方
2 県民ボランティア活動の機会の提供及び基盤の整備に関する事項	(1) 機会の提供に関する事項 県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。	(1) 機会の提供に関する事項 県民ボランティア活動が広く県民に理解され、親しまれ、楽しく参加でき、活動の輪が広がっていくような機会の提供を行う。	・ 特に変更なし
	気運の醸成 県民ボランティア活動は本来自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかし、活動に興味はあるが、参加するきっかけがない者や、活動についてよく知らない者も多い。 このため、幅広い世代の県民に対し、県民ボランティア活動への理解を深め、参加を促すような普及啓発の実施、入門講座などを充実させるとともに、表彰などの顕彰事業を通じて活動の参加に向けた動機づけを図る。また、施策に携わる自治体職員や学習機会の少ない企業の経営者・従業員に対しても、県民ボランティア活動への理解を深めるための場を提供する。	気運の醸成 県民ボランティア活動は本来自発的に行われるものであり、自然に広がっていくものである。しかし、活動に興味はあるが、参加するきっかけがない者や、活動についてよく知らない者も多い。 このため、幅広い世代の県民に対し、県民ボランティア活動への理解を深め、参加を促すような普及啓発の実施、入門講座などを充実させるとともに、表彰などの顕彰事業を通じて活動の参加に向けた動機づけを図る。また、施策に携わる自治体職員や学習機会の少ない企業の経営者・従業員に対しても、県民ボランティア活動への理解を深めるための場を提供する。	・ 特に変更なし ・ 別途、重点的に取り組む事項として整理
	有益な情報の提供 県民ボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、活動を促進させるためには、活動に関する多様な分野の情報を整理し、情報を求める県民や活動団体に必要な情報を提供することが必要である。特に、活動団体においては、運営に役立つ情報の提供を求めている。 このため、県民や活動団体の利便性に配慮しつつ、有益な情報として、「行政や財団等における助成金や補助金制度などの資金調達の情報」、「他の活動団体の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講習会の人材育成の情報」などを提供する。	有益な情報の提供 県民ボランティア活動に対する理解を深め、参加を促し、活動を促進させるためには、活動に関する様々な分野の情報を整理し、情報を求める県民や活動団体に必要な情報を提供することが必要である。特に活動団体においては、運営に役立つ情報の提供を求めている。 このため、県民や活動団体の利便性に配慮しつつ、有益な情報として、「行政や財団等における助成金や補助金制度などの資金調達の情報」、「他の活動団体の情報」、「活動に必要とされる知識や技術を習得するための研修や講習会の人材育成の情報」などを提供する。	・ 特に変更なし ・ 別途、重点的に取り組む事項として整理
	多様なニーズに応じた講習会などの実施 県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況によることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を提供していくことが必要である。 このため、県や市町、社会福祉協議会、NPO等、学習機会を提供する機関相互の役割分担のもと、県民ボランティア活動を行おうとする県民、或いは既に行っているNPO等の活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な講習会などの学習機会を体系的に提供するとともに、学習機関相互の連携に努める。	多様なニーズに応じた講習会などの実施 県民ボランティア活動に必要な知識や技術は、参加者の年齢、経験、技術、能力などの状況によることから、各々の活動者の状況に応じた多種多様な学習機会を提供していくことが必要である。 このため、県や市町、社会福祉協議会、NPO等、学習機会を提供する機関相互の役割分担のもと、県民ボランティア活動を行おうとする県民、或いは既に行っているNPO等の活動団体の構成員等に対して、活動者の目的や活動内容などに応じた多様な講習会などの学習機会を体系的に提供するとともに、学習機関相互の連携に努める。	・ 特に変更なし
	交流の促進 県民ボランティア活動を行おうとする県民に対し、参加の機会を提供するとともに、活動を行う者や団体相互の交流を促進していくことが重要である。また、行政、企業、活動団体相互の交流を図っていくことが必要である。 そのためにも、活動団体が、それぞれの分野において実施する交流イベントなどに対して、県として、必要に応じて後援などの支援を行っていくとともに、ネットワーク化の促進や情報発信できる機会を提供する。	交流の促進 県民ボランティア活動を行おうとする県民に対し、参加の機会を提供するとともに活動を行う者や団体相互の交流を促進していくことが重要である。また、行政、企業、活動団体相互の交流を図っていくことが必要である。 そのためにも、活動団体が、それぞれの分野において実施する交流イベントなどに対して、県として、必要に応じて後援などの支援を行っていくとともに、ネットワーク化の促進や情報発信できる機会を提供する。	・ 特に変更なし
	学校等での体験機会の提供 県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義は重要である。このため、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する機会を提供する。	学校等での体験機会の提供 県民ボランティア活動は、社会の一員として、人を思いやる心、ともに生きる心、地域を愛する心を培い、人のために活動することや創造することの喜びを実感するなど、その豊かな人間性を育む学習的意義は重要である。 このため、学校等を通じ、青少年期から県民ボランティア活動を理解し実践する場を提供する。	・ 特に変更なし

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」 見直し案(たたき台)

	現 行	見 直 し 案(たたき台)	考 え 方
2 県民ボランティア活動の機会提供及び基盤の整備に関する事項	(2)基盤の整備に関する事項 県民ボランティア活動が成熟社会に根づき、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を行う。	(2)基盤の整備に関する事項 県民ボランティア活動が成熟社会に根づき、広がるよう、ひょうごボランティアプラザを拠点として、その基盤となる活動環境の整備を行う。	・「ひょうごボランティアプラザ」の整備 ・基盤整備の項目は、基本方針以降の体制等の整備状況を踏まえ、具体的に見直し
	調査、研究等の推進 県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、活動団体と行政や企業等との関係のあり方、セクターの形成に向けた支援などについて、調査、研究を促進していくことが必要である。 このための調査、研究を行う。また、様々な機関、団体等と共同で研究を行うなど、より効果的な方法を検討していく。	調査、研究等の推進 県民ボランティア活動の状況など基礎的な情報を把握するとともに、都道府県や県内各市町の支援施策、活動団体と行政や企業等との関係のあり方などについて、調査、研究を促進していくことが必要である。 このため、「県民ボランティア活動実態調査」等の基礎的な調査を定期的実施するとともに、関係機関・団体とも連携しながら、課題に対応した調査、研究にも取り組んでいく。	・プラザ設置以降の調査、研究の実態を踏まえ修正 ・新たな課題対応の例：「企業の社会貢献活動実践モデル事例調査」(H22)
	支援拠点の整備 活動団体の立ち上げ期の支援及び自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するよう環境づくりが必要である。 このため、全県的な活動支援拠点として、県民ボランティア活動支援センター(仮称)の整備を推進するとともに、市町等に対して、総合窓口の設置や公民館などの施設を各地域の活動拠点として活用するなどの環境整備を要請する。 また、各地域・各分野別における施設などを活用した支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。	支援拠点の整備とネットワークの促進 活動団体の自発的かつ自律的な活動を促進し、県民ボランティア活動が地域に密着するよう環境づくりが必要である。 このため、全県的な活動支援拠点であるひょうごボランティアプラザの機能充実を図るとともに、市町等に対して、引き続き、総合窓口の設置をはじめ、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターや公民館等を各地域の活動拠点として活用するなどの環境整備を要請する。 また、全県的な支援拠点であるひょうごボランティアプラザと、各地域の支援拠点のネットワーク化や事業の連携を推進する。	・ひょうごボランティアプラザの整備 ・基金等の支援は、立ち上げ期の支援(ホームページの設置、家賃助成等)から事業型支援、法務や税務等の運営支援へ移行 ・総合窓口は、阪神間を中心に設置が進むが、全般に福祉部局または総務企画部局が事務の一部として所管している ・市町拠点は、設置が進んでいない 設置：15市18施設(H23.4)
	リーダーやコーディネーターの養成 活動団体の活動を活性化していくためには、リーダーやコーディネーターの資質に負うところが大きい。 このため、交流会や研修などの場の提供を通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。	リーダーやコーディネーターの養成 活動団体の活動を活性化していくためには、リーダーやコーディネーターの果たす役割が大きい。 このため、研修や交流会などの場の提供や、実務対応力を高めるモデル事業の実施などを通じて、質の高いリーダーやコーディネーターを養成する。	・「リーダーの資質」表現見なおし
	実務のための支援 今後、活動団体が社会の中で一定の地位を占め、活動する過程において、法律、会計や税務などの諸問題が生じることが想定される。 このため、特定非営利活動法人の設立の認証相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講習会などの支援体制を確立する。	実務のための支援 活動団体が活動する過程においては、法律、会計や税務などの団体運営上の実務を適切に処理していく必要がある。 このため、特定非営利活動法人の設立認証・認定相談、補助金や助成金に関する申請事務の相談のほか、特定非営利活動法人等に関する法律、会計や税務などの実務に対する個別相談や講習会などの支援を行う。	・現状を踏まえ表現見なおし ・NPO法改正を踏まえ、認定部分追加
	財政支援方法の検討 活動団体等の自発性や自律性をふまえた財政支援の方法を検討する必要がある。特に、資金助成などの直接的な支援の場合、一時的に効果があったとしても、結果的には、その活動の自発性や自律性が損なわれることもある。 このため、財政支援の方法について検討する際には、活動団体等と行政との間の相互の自律した協力関係をふまえた協働を積極的に進めるとともに、事業委託や資金助成についての適切なあり方、活動資金の確保を容易にするための方法などを考慮していく必要がある。	財政支援 財政支援にあたっては、活動団体等の自発性や自律性を十分考慮する必要がある。特に、資金助成などの直接的な支援の場合、一時的に効果があったとしても、結果的には、その活動の自発性や自律性が損なわれることがある。 このため、財政支援を行う際には、活動団体等と行政との間の相互の自律した協力関係をふまえた協働を積極的に進めるとともに、事業委託や資金助成についての適切なあり方、活動資金の確保を容易にするための方法などを考慮していく必要がある。	・「ひょうごボランティア基金」の設置を踏まえ修正
	社会環境の整備 県民ボランティア活動に参加しやすく、気持ちよく活動ができるようにするため、家庭や社会での理解を深めたり、活動するうえで困難となっている社会環境を整備していくことが必要である。 このため、事業者等に対し、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることの理解を促し、ボランティア休暇制度の導入、ボランティア保険の加入などによって、県民ボランティア活動に取り組みやすい社会環境の整備に努めるよう協力を呼びかける。	社会環境の整備 県民ボランティア活動に参加しやすく、気持ちよく活動ができるようにするため、家庭や社会での理解を深めたり、活動するうえで困難となっている社会環境を整備していくことが必要である。 このため、事業者等に対し、先進事例の紹介や活動団体等との交流会などを通じて、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることの理解を促すとともに、ボランティア休暇制度の導入、ボランティア保険の加入などによって、県民ボランティア活動に取り組みやすい社会環境の整備に努めるよう呼びかけ	・ボランティア休暇制度の導入は進んでいない 2.2%(H16) 2.8%(H19) 従業員100人以下では1.8%(H19)
	県民運動の一層の展開 昭和62年以来、県民運動が県内各地域で繰り広げられてきており、この活動を通じて県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれてきた。このため、ボランティアセクターの形成に向けて、さらに、主体的な県民参加を促すよう、県民運動を一層充実させて展開していく。	県民運動の一層の展開 昭和62年以来、県民運動が県内各地域で繰り広げられてきており、この活動を通じて県民やボランティア団体の自発的で自律的な意識が育まれてきた。このため、ボランティアセクターの形成に向けて、さらに、主体的な県民参加を促すよう、県民運動を一層充実させて展開していく。	・特に変更なし

「県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針」 見直し案(たたき台)

	現 行	見 直 し 案(たたき台)	考 え 方
3 県が県民ボランティア活動の促進のための施策を実施するにあたり配慮すべき重要事項	(1) 地域特性の配慮 兵庫県は広大な面積を有し、地勢、気候、風土が多彩であることから、各々の地域の特徴を生かした県民ボランティア活動が行われており、地域特性や個性豊かな活動の尊重を配慮する必要がある。	(1) 地域特性の配慮 兵庫県は広大な面積を有し、地域、気候、風土が多彩であることから、各々の地域の特徴を生かした県民ボランティア活動が行われており、地域特性や個性豊かな活動の尊重を配慮する必要がある。	・ 特に変更なし
	(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮 他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく必要がある。	(2) 他府県、国、諸外国等の施策動向の配慮 他府県、国、諸外国等のボランティア活動の促進のための施策を見極めながら、本県の施策について配慮していく必要がある。	・ 特に変更なし
4 前3号に掲げるもののほか、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する重要事項	(1) 推進体制の整備 活動団体等は、各分野にまたがることから、その促進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備する必要がある。	(1) 推進体制の整備 活動団体等は、各分野にまたがることから、その施策推進に際しては、 <u>地域協働推進本部のもと、総合的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。</u>	・ 「地域協働推進本部」(H16.5)を設置し、総合的計画的に施策を推進
	(2) 時代の要請による対応(フォローアップ) 時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の活動団体等の実態をふまえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていくことが必要である。	(2) 時代の要請による対応(フォローアップ) 本基本方針については、「 <u>参画と協働の推進方策</u> 」等、関連する計画や指針等の見直しにあわせて定期的に点検、フォローアップを行う必要がある。 <u>また、時代の要請によってボランティアセクターの役割や形態は変化することから、その時代の活動団体等の実態をふまえながら、本基本方針に基づく施策について、透明性を高めつつ、適宜、評価を加え見直しを行っていくことが必要である。</u>	・ 基本方針の見直し時期について、「参画と協働の推進方策」等と一体となった定期的な見直しを記載